

新年のご挨拶

高松高等裁判所長官 富越和厚

新年明けましておめでとうございます。皆様には、ご家族お揃いで、健やかに良いお正月をお迎えになったことと存じます。2008年9月以降の金融危機の中で、各国とも国内経済の立て直し、財政の安定のために苦慮しており、設備投資の伸びが目に見える雇用の増加に繋がらないなど、経済の復調のためには今暫くの模索が必要のようです。もっとも、景気も気のうちですので、心穏やかに明るい気持ちで、新年を祝い、今年が安心して暮らせる良い年になりますよう祈念いたします。

私は、昨年3月に当高等裁判所に着任し、以来、管内各地を視察しましたが、職員各自が裁判所職員としての気概と責任感をもって、その仕事に当たっていることを肌で感じ、大変頼もしく感じました。この間、各種会合で多くの方々とお話しをする機会を得ましたが、裁判所への関心と理解が増していることに喜びとともに、心を引き締めた次第です。

昨年7月に公表された裁判員等経験者に対するアンケートの結果によれば、裁判員となった方々のうちで、裁判員に選ばれる前の気持ちは「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と答えた方が52.9%いましたが、裁判に参加した感想としては、「非常に良い経験と感じた」方が55.9%、「よい経験と感じた」方が40.2%であり、裁判員等を選任された方々が審理に真剣に取り組み、充実した経験を得たことが分かりました。また、報道等からも明らかなように、裁判員等の方々は真摯かつ熱心に裁判に参加しておられ、この点には敬服しているところであります。さらに、裁判員裁判が定着していくことにより、裁判というものが日常生活から無縁なところにあるものではなく、皆様の日常生活とつながったところにあることについて、ご理解を得られるようになったことは、この制度の大きな収穫の一つということができます。昨年は、重大困難な事件の審理も増え、今後、裁判員等の負担も大きくなるのが危惧されますが、心のケアを含め裁判員等を選ばれた方々の負担を軽減し、事案に即した適切な裁判が行われるように努力していきたいと思っております。

ご存じのとおり、裁判は刑事裁判だけではなく、土地・建物の賃貸、金銭の貸し借り、会社経営や取引を巡るトラブルなどの民事紛争の解決を目的とする民事事件や、離婚、離縁あるいは相続、成年後見等に関する家事事件があり、これらの事件も、年々、漸増し、社会が複雑になるのに応じて複雑困難なものが増えているようです。裁判所としては、それぞれの紛争の特質、実体に応じた適切な解決を目指して努力していきたいと考えています。

裁判における紛争は日常の社会活動の中で生じるものであり、裁判所も社会のネットワークから孤立したものではなく、よりよき司法の実現のためには、検察庁、弁護士会を初めとする関係機関のご協力が重要であります。何よりも皆様のご理解が不可欠です。これからの司法を取り巻く課題の解決のためにも、皆様のより一層のご理解をお願いし、私の年頭のご挨拶と致します。



【目次】

四国内の各裁判所だより

・・・2, 3頁

督促手続オンラインシステムについて

・・・4頁

松山地方裁判所

松山地方裁判所では、去る8月3日（火）に小学5、6年生の児童及びその保護者を対象とした、夏休み特別企画「裁判所探検ツアー」を開催いたしました。

裁判所探検ツアーでは、小学生が実際の裁判官などの役を演じての模擬裁判も行いましたが、みんな初めてとは思えないしっかりした演技だったので、担当者として初めて参加した私は、少し驚いてしまいました。

この企画は、参加者の方々からとても好評をいただいております。「参加して楽しかった」とか「また、このような企画があれば参加したい」などの意見も寄せられております。



高松地方裁判所

8月9日（月）及び10日（火）の両日、小学校高学年のお子様とその保護者の方を対象とした「親子で学ぶ夏休み裁判所体験ツアー」を開催し、2日間で合計約40組の皆様にご参加いただきました。

ツアーでは、子どもたちが裁判官や裁判員、検察官、弁護人に扮し、裁判長役の現職裁判官と共に刑事事件の模擬裁判を行いました。

また、裁判所や裁判員制度に関するクイズにも挑戦。参加者全員が、10問中7問以上正解し、裁判官より「裁判所マスター」の認定を受けました。参加者からは、良い経験ができたとの感想を多数頂きました。



高知地方裁判所

高知地方・家庭裁判所では、8月2日（月）に小学校4、5、6年生を対象とした「行ってみよう裁判所—小学生のための裁判所体験ツアー」を開催。56名の子どもたちや保護者の方にお越しいただきました。

ツアーの内容は、裁判所を紹介するDVDの上映、模擬裁判、そして裁判官への質問コーナー。



模擬裁判では、小学生が裁判官、裁判員、検察官、弁護人の4つの役に分かれて、あらかじめ用意されたシナリオに沿って事件を審理。その後、裁判官と裁判員役の人が評議して判決を決め、最後まで上手に演じていただきました。

徳島地方裁判所

徳島 サマーツアー2010
～この夏、裁判員法廷へ！！～ **開催しました！**

8月11日（水）、徳島地方裁判所では「サマーツアー2010」と題して、小学校5、6年生を対象に模擬裁判をおこないました。



徳島地裁の8号法廷に集まってくださったのは、小学生約50名とその保護者の皆さん。

参加児童の皆さんに、「現住建造物等放火被告事件」について、裁判官、裁判員、弁護人、検察官等の役を演じてもらい、評議をおこない、判決宣告をしました。



裁判官への質問や、法服を着ての記念撮影など、裁判所を身近に感じていただける機会になりました。





平成22年11月1日より、 督促手続オンラインシステムが 全国で利用できるようになりました。



督促手続オンラインシステムは、支払督促事件のうち一定の類型（※注）について、インターネットを利用して申立てや照会などができるシステムです。

債権者は、ホームページ上で支払督促の申立書データを作成したり、事件の進行状況の確認、インターネットバンキングやATMを利用時の手数料等の納付ができ、利便性が図られております。ただし、利用に当たっては、事前のユーザ登録や電子証明書の取得などが必要になります。

システムを利用した場合の裁判手続きは、東京簡易裁判所が一括して行います。そのため、裁判所から郵送される「支払督促正本」などの書類は、その差出人が東京簡易裁判所となります。なお、債務者から適法な督促異議申立てがされた場合は、通常の裁判手続である訴訟手続に移行し、その裁判手続きについては、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所が審理することとなります。

詳細は、下記の督促手続オンラインシステムの専用サイトで確認をお願いします。

（※注）一定の類型：貸金、立替金、求償金、売買代金、通信料、リース料の6種類、またはその複合型

督促手続オンラインシステム専用サイト
(<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>)



督促オンライン

検索



【発行：平成23年1月号】
高松高等裁判所事務局総務課広報係
087-851-1547
高松高等裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/takamatsu-h/>
(本誌の写真・記事の無断転載禁止)